

令和3年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年5月26日（水）午前9時58分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

4番 小川 進

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 非農地証明について

第4 非農地証明について

第5 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の諮問について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 宮岡 秀学

書記 小笠原 豊

7. 会 議

〔議長代理〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和3年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

会議を開きますまえに、小川進会長より欠席の連絡をいただいております。それによりまして本日の会議は、会長職務代理者である私、三谷 晴喜が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは4番小川進会長の1名です。)

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7番小笠原章仁委員、10番宇藤誠朗委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第9号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第9号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]外5筆で申請理由は贈与です。登記地目は畑、田、現況地目は畑、田となっており、合計面積は2,652㎡です。譲渡人、譲受人は1ページ目記載のとおりとなっております。

5月14日に譲受人立会いのもと、担当委員の宮川委員と小笠原で現地を確認して参りました。

6ページ農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、4ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は4ページにもありますとおり、申請農地を含めまして3,165㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地において草刈りなどを行い、農地の管理をしており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えます。その件についての現地調査については、先に述べたとおり5月14日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長代理〕

それでは、議案第9号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(10番宇藤委員挙手)

どうぞ。

〔宇藤委員〕

はい、10番宇藤です。先ほど6ページの農作業従事日数について事務局の方から必要な日数について農作業に従事することが見込まれると説明がありましたが、4ページの耕作計画書には具体的に何日農作業に従事するのかの記載がありません。また、5ページの家族構成の欄の記載もありません。

〔議長代理〕

このことについて、事務局、説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、4ページにあります耕作計画書について、日数の記載はありませんが、各月ごとに緻密に計画が記載されていることから、必要な農作業従事日数を満たすと考え、必要な日数農作業に従事することが見込まれると判断いたしました。

また、5ページの家族構成の欄については総会が終わり次第、申請者に記載をお願いします。

〔宇藤委員〕

おっしゃる通り、必要な日数農作業に従事することはわかるのですが、具体的な数値は必要かと思います。本来であれば、家族構成の欄にも就農の有無と有の場合の日数を書いてもらう必要があります。

〔議長代理〕

それでは、今回のこの案件については、来月の総会でもう一度審議するというところでよろしいでしょうか。

(発言なし)

発言がないようですので、議案第9号については6月の総会に持ち越すものとします。

次に日程第3、議案第10号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、21ページをご覧ください。議案第10号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、5月14日に担当委員の原委員と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は長らく耕作が行われておらず、山林原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。また、24ページの建設調査班から提供いただきました航空写真では申請地の一部が山林に見受けられないと思われる個所がございますが、こちらの航空写真は数年以上前のものであり、現在は原野化しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長代理〕

それでは、議案第10号について、担当委員の説明を求めます。1番原亜由美君。

〔原委員〕

はい、1番の原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は杉や雑草で山林原野化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第11号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、27ページをご覧ください。議案第11号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、5月18日に担当委員の小笠原正委員と事務局小笠原で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行いました。

た。申請地はしばらく耕作が行われておらず、山林化しており非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長代理〕

それでは、議案第 11 号について、担当委員の説明を求めます。6 番小笠原正君。

〔小笠原委員〕

はい、6 番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第 11 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第 11 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。次に、日程第 5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は 35 ページからになります。今回の利用権設定ですが、再設定が 3 件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件についてご説明いたします。3 件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第 1 号の基本構想との合致ですが、すべての案件ともに継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第 2 号ですが、すべての案件とも借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第 3 号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第 4 号についても、当該農地の権利を有する者の過半の同意が得られており、また、貸借期間も 20 年以内ですので問題ありません。

以上、3 件すべてが農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい

るものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

〔議長代理〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第6、その他の件について事務局より説明願います。

〔事務局書記〕

はい、次回6月総会の日程についてですが、6月23日水曜日10時から第三会議室を予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

〔議長代理〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和3年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 7番

署名委員 10番
